

八王子市外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人留学生が住居の賃貸にあたり、保証人を代行してもらう制度を利用する際に、必要な費用の一部を補助し、その経済的負担を軽減することにより、本市への居住を促進し、もって学園都市づくりの推進に資することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付要件)

第3条 補助金は、毎年度予算の範囲内において、八王子市内に継続的に居住するために自らが契約者となり住居賃貸契約する外国人留学生に対し、次に掲げるもののいずれかを利用した場合について、交付するものとする。

- (1) 日本国際教育支援協会による「留学生住宅総合補償」制度を利用した場合
- (2) 民間等の保証人協会又はそれに類する団体の制度を利用した場合
- (3) その他、市長が認めた場合

2 前項に定める外国人留学生は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の規定による留学の在留資格を有すること。
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市に住民登録をしていること。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校のうち専門課程及び出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関に在学していること。
- (4) 過去に当該補助金を受けていないこと。
- (5) 八王子市助っ人留学生事業実施要綱で定める助っ人留学生に登録していること。

(補助金額)

第4条 外国人留学生に対して交付する補助金の額は、外国人留学生が、前条第1項第1号から第3号に規定するいずれかの制度を利用した場合に支払った額(以下「代行保証料」という。)の相当額(100円未満切捨て)とし、7,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該保証契約期間内に、外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 代行保証料を支払ったことを証明し、支払金額を確認できる書類、又は市長がこれに相当すると認めたもの
- (2) 外国人留学生市内在住証明書(在留カードの写しを添付)
- (3) 学生証の写し、若しくは市長がこれに相当すると認めたもの
- (4) 賃貸契約書の写し(保証人の署名等が記載されていること)

(交付決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、交付要件に該当しないと認めるときは、外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金却下通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び受領)

第7条 補助金交付決定の通知を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(補助金の見直し)

第8条 本補助金は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度に限り、平成19年4月1日以降に第3条第2項の規定に該当するに至った者のうち、同年1月1日以降に同条第1項に規定するいずれかの制度を利用していた者については、同項に定める交付要件を充たしているものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日以前に支払った代行保証料補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。